

0 7 . 6 3

## 地域未来投資促進法の規定による 手数料等の軽減について（商）

### 1. 軽減の要件と内容

地域未来投資促進法第17条に規定する承認地域経済牽引事業<sup>注1</sup>に係る商品又は役務に係る地域未来投資促進法第22条において規定する承認地域経済牽引商品等（以下「承認地域経済牽引商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は設定登録料若しくは存続期間の更新登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業<sup>注1</sup>の承認地域経済牽引事業者<sup>注2</sup>であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等<sup>注3</sup>又は地域未来投資促進法第22条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」<sup>注3</sup>とみなされた一般社団法人である場合<sup>注1</sup>には、承認地域経済牽引事業計画<sup>注4</sup>の計画期間内に期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1／2に軽減される（地域未来投資促進法23条1項、2項、地域未来投資促進法施行令3条2項、4条2項）。

### 2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（地域未来投資促進法施行令3条1項、4条1項）。

「表」

要件	証明書
ア. 承認地域経済牽引事業者 <sup>注2</sup> であること	・承認地域経済牽引事業計画 <sup>注4</sup> の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し）
イ. 申請に係る地域団体商標の商標登録がについて承認地域経済牽引事業 <sup>注1</sup> に係る商品又は役務に係るものであること	・申請に係る地域団体商標の商標登録がについて、承認地域経済牽引事業 <sup>注1</sup> に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
ウ. 承認地域経済牽引事業計画 <sup>注4</sup> の計画期間内に出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること	

（改訂新規令和2平成31・4）

注<sup>1</sup> 承認地域経済牽引事業とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の承認に係る地域経済牽引事業計画（同法第14条第1項の規定による変更の承認があったときはその変更後のもの）に従って行われる地域経済牽引事業（地域未来投資促進法2条1項）をいう（地域未来投資促進法13条1項、14条2項、17条）。

注<sup>2</sup> 承認地域経済牽引事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう（地域未来投資促進法13条1項、14条1項）。

注<sup>3</sup><sup>4</sup> 商標法7条の2第1項に規定する組合等地域団体商標登録出願に係る出願人の主体要件を満たす場合であり、当該主体要件については「01. 63」を参照。

注<sup>4</sup> 承認地域経済牽引事業計画とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の承認に係る地域経済牽引事業計画であり、同法第14条第1項の規定による変更の承認があったときはその変更後のものをいう（地域未来投資促進法第14条第2項）。